

競走馬生産振興事業補助実施要綱

(平成 23 年度)

地方競馬全国協会

地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱

(平成 17 年 3 月 24 日 16 地全協畜第 128 号)

改 正 平成 22 年 2 月 22 日 21 地全協畜第 82 号

平成 22 年 4 月 2 日 22 地全協畜第 3 号

平成 23 年 2 月 25 日 22 地全協畜第 93 号

(趣旨)

第 1 条 地方競馬全国協会(以下「協会」という。)は、地方競馬全国協会業務方法書第 32 条第 2 項の規定に基づき、第 2 条第 2 項に掲げる団体が行う競走馬の生産の振興に資するための事業に係る経費について、毎年度、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助の対象とする事業(以下「補助事業」という。)の選定及び実施並びに補助の方法等に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助事業の選定の基準)

第 2 条 補助事業の範囲は、別表に掲げる事業、その他競走馬の生産の振興上特に必要と認めるものとし、補助事業の実施期間は、別表に掲げる事業ごとに定める期間とする。

2 補助事業を行う事業主体(以下「事業実施主体」という。)は、次に掲げる団体の中から、協会に設置する畜産振興事業に係る審査委員会の審査を経て、協会が決定した団体とする。

(1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人又は特定非営利活動法人

(2) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人

(3) 農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその総株主の議決権(株主総会において議決することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式に係る議決権を含む。)の過半数を有する法人

(4) 農業を主たる事業として営み、かつ、養畜の業務を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社

ただし、株式会社にあつては、株主の総数が 50 人以下であり、かつ、公開会社(会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。)でないものとし、持分会社にあつては、その法人の常時従事者たる社員(その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。)が、業務を執行する社員の数の過半を占めていること。

(5) 畜産を営む個人が直接の主たる構成員となっている団体

ただし、当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること。

ア 目的として、共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の規定を含んでいること。

イ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続きを明らかにしていること。

ウ 意思決定の機関及びその方法についての定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

エ 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。

オ 収支計算書及び会計帳簿を作成している等、財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

(6) 高等学校又は大学(大学共同利用機関を含む。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体

(補助金の額の算出の方法)

第3条 補助金の額は、各事業について別表に掲げる補助率等により算出した額以内の額とする。

(補助事業の実施)

第4条 補助事業は、当該事業を実施するその年の4月1日以後に開始し、翌年の3月31日までに完了しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事情があつて第7条第3号承認を受けた場合は、この限りでない。

(補助事業の選定の申請)

第5条 補助事業の選定の申請をする者は、別紙様式第1号による補助事業選定申請書に、別に定める申請書添付書類を添えて、協会に提出しなければならない。

2 補助事業の選定の申請をする者は、前項の規定による補助事業選定申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にはこの限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 協会は、前条第1項の規定により補助事業の選定の申請があつた事業につき適当であると認めるときは補助事業として選定のうえ補助金の交付の決定をする。この場合において、適正な補助事業が行われるようにするため必要があるときは、補助事業の選定の申請に係る事項につき修正を加えることがある。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付の条件として付する事項は、別表に掲げる補助事業の要件及び次に掲げる事項とする。

- (1) 事業実施主体は、協会が指定した経費に係る補助金については、相互に流用しないこと。
- (2) 協会が指定したものの数量について、その2割を超えて変更しようとする場合には、別紙様式第2号による変更承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けること。
- (3) 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合には、別紙様式第3号による延期承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること。
- (4) 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止したときは、別紙様式第4号による中止又は廃止報告書をすみやかに協会に提出すること。
- (5) 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であつて協会が指定したものを廃用しようとするときは、別に定める期間を経過した場合を除き、別紙様式第5号による廃用処分承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること及び当該承認にあつて条件を付された場合には当該条件を遵守すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか補助金の交付の目的を達成するため必要と認めて付する事項

(補助金の交付の決定の通知)

第8条 協会は、第6条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助事業の選定の申請をした者

に補助事業として選定した旨並びに補助金の交付の決定の内容及び前条の規定により協会が付した条件を通知する。

- 2 協会は、前条第 2 号に掲げる変更を承認したときは、事業実施主体に対し変更した交付の決定の内容を通知する。

(補助事業の選定の申請の取下げ)

第 9 条 補助事業の選定の申請をした者は、前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその理由を記載した書類を協会に提出して申請の取下げをすることができる。この場合には、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による補助金の交付の決定の取消し等)

第 10 条 協会は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 協会は、前項の規定により取り消し、又は変更したときは、その内容を事業実施主体に通知する。

(補助事業の完了等の報告)

第 11 条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、別紙様式第 6 号による完了報告書に、別に定める完了報告書添付書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して 2 箇月を経過した日までに協会に提出しなければならない。

- 2 第 5 条第 2 項ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした事業実施主体は、前項の規定による完了報告書の提出にあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 5 条第 2 項ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした事業実施主体は、第 1 項の規定による完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式第 7 号による仕入れに係る消費税等相当額報告書によりすみやかに協会に報告するとともに、協会からの指示に基づきこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定とその通知)

第 12 条 協会は、前条第 1 項の規定による完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付の決定をしたときの補助金の額(第 8 条第 2 項の規定による交付の決定の変更又は第 10 条第 2 項の規定による取消し若しくは変更をしたものについてはその額)の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し事業実施主体に通知する。

(補助金の交付の方法)

第 13 条 補助金の交付は、精算払の方法による。ただし、協会が特に必要と認めた補助事業については、概算払をすることがある。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 14 条 協会は、事業実施主体が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 協会は、協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として当該補助金の交付の目的に従って交付される補助金(以下「間接補助金」という。)の交付の対象となる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う者(以下「間接補助事業者」という。)が、間接補助金を他の用途に使用し、又は間接補助事業に係る補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、事業実施主体に対し当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前 2 項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 協会は、補助金の交付の決定の取消しをしたときは、事業実施主体に通知する。

(補助金の返還)

第 15 条 事業実施主体は、第 10 条又は前条の規定による取消しを受けた場合において、すでに補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、補助金を返還しなければならない。

2 事業実施主体は、第 7 条第 5 号及び第 17 条第 2 項の規定による承認を受けようとする場合、協会が別に付した条件において返還すべき補助金があるときは、その定める納期日までに補助金を返還しなければならない。

3 事業実施主体は、第 12 条の規定により補助金の額が確定された場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、その超える部分の補助金を返還しなければならない。

4 協会は、第 1 項の返還に係る補助金の交付の決定の取消しが前条第 2 項によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(加算金及び延滞金の納付)

第 16 条 事業実施主体は、第 14 条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

2 事業実施主体は、第 11 条第 3 項及び前条の規定により協会に補助金を返還しなければならない場合において、当該補助金の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

3 前 2 項の場合において、協会がやむを得ない事情があると認めたときは、加算金若しくは延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(財産処分の制限)

第 17 条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定するものを、協会の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前項の規定により協会の承認を受けようとするときは、別紙様式第 8 号による財産処分承認申請書を

あらかじめ協会に提出して承認を受けなければならない。

- 3 前項の承認にあたっては、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付することがある。

(報告の徴収)

第 18 条 協会は、事業実施主体又は間接補助事業者に対し、補助事業又は間接補助事業遂行状況、補助事業又は間接補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。

- 2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が前条第 1 項の規定により指定したものの全部又は一部が、天災地変その他やむを得ない事由により滅失した場合には別紙様式第 9 号による滅失報告書、移転又は移築した場合にはその旨を記載した書類をすみやかに協会に提出しなければならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(補助事業及び間接補助事業の監査)

第 19 条 協会は、補助事業及び間接補助事業の適正を期するため必要があるときは、監査を行う。この場合には、事業実施主体及び間接補助事業者はこれを拒んではならない。

(帳簿等の保管)

第 20 条 事業実施主体又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、第 12 条第 1 項の規定による確定通知を受領した日の属する年度の次年度から起算して 5 年間(第 17 条第 1 項ただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあつてはその期間(その期間が 5 年を下回るときは 5 年間))整理保管しなければならない。

(雑則)

第 21 条 補助事業について、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体がこの要綱の規定により協会に提出する書類は、1 部とする。

- 2 協会は、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体にこの要綱の規定する提出書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 3 補助事業の実施及び補助の方法に関しては、この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱の一部変更は、平成 22 年 2 月 22 日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 22 年度以降の補助事業から適用し、平成 21 年度以前に選定した補助事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱の一部変更は、平成 22 年 4 月 2 日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 22 年度以降の補助事業から適用し、平成 21 年度以前に選定した補助事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱の一部変更は、平成 23 年 2 月 25 日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 23 年度以降の補助事業から適用し、平成 22 年度以前に選定した補助事業については、なお、従前の例による。

競走馬生産振興事業補助実施要綱別表

補助事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
I 競走馬の改良 増殖推進事業	(1) 軽種馬の登録推進 家畜改良増殖法に基づく登録業務であること。	第 2 条第 2 項 各号に掲げる 団体	登録推進費 〔馬名登録業務・マイク ロチップ埋込業務含 む。〕	定 額	平成 22 年度から 3 年間以内
	(2) その他 競走馬の生産の振興に資するため、特に必要であると認められるもの。	第 2 条第 2 項 各号に掲げる 団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の 補助事業の補助率等を勘案して 別に定める。	事業の内容により 別に定める。

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
II 競走馬の防疫衛生対策事業	<p>(1) 生産育成地馬防疫推進</p> <p>ア 馬の日本脳炎、破傷風及びインフルエンザ伝染性疾病予防のため、1歳馬、2歳馬及び繁殖牝馬の競走用育成馬等(軽種及び重種)に対し、予防接種を行うものであること。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した生産育成地馬防疫推進事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	育成馬等予防接種費 予防液等購入費 獣医師手当 推進事務費	1/2以内とし、標準事業費を次のとおりとする。 (標準事業費) ○日本脳炎、破傷風、馬インフルエンザ3種接種(基礎接種及び補強接種):1頭1回当たり2,830円 ○日本脳炎(追加接種):1頭1回当たり670円 ○馬インフルエンザ(追加接種):1頭1回当たり1,850円 定額とし、次のとおりとする。 推進事務費 (全国団体)1,000,000円以内 (地域団体)予防接種延べ頭数が年間1,000頭以下の場合50,000円、1,000頭を超える場合は超えた頭数について接種1頭1回当たり80円を追加する。	平成22年度から3年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(2) その他 競走馬の防疫推進に資するため、特に必要であると認められるもの。</p>	<p>第 2 条第 2 項各号に掲げる団体</p>	<p>別に定める経費</p>	<p>予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。</p>	<p>事業の内容により別に定める。</p>
<p>Ⅲ 経営基盤強化 対策事業</p>	<p>軽種馬経営構造改革支援 (軽種馬生産基盤整備対策)</p> <p>ア 強い馬づくりを推進するため、狭隘な放牧地の拡充、遊休農地の活用、採草地から放牧地への転換等により、昼夜放牧等に対応できる一定の面積を有する放牧地の整備に対する支援を行うものであること。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬経営構造改革支援(軽種馬生産基盤整備対策)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	<p>第 2 条第 2 項各号に掲げる団体</p>	<p>軽種馬生産基盤整備対策事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>平成 22 年度から 3 年間以内</p>

補助事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
	<p>軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)</p> <p>ア 関係機関が一体となって軽種馬経営に対する指導強化を図るものであって、以下の①から④の要件に該当するものであること。</p> <p>① 技術指導者の養成のための研修等の実施</p> <p>② 生産者等に対する技術普及指導等の実施</p> <p>③ 専門技術者による巡回指導等の実施</p> <p>④ 生産育成技術に関するデータベースの構築</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	<p>第 2 条第 2 項各号に掲げる団体</p>	<p>軽種馬経営技術指導者養成・技術普及事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>平成 22 年度から 3 年間以内</p>

補助事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
	<p>軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援)</p> <p>ア 強い馬づくりに取り組む担い手(人材)の養成を図るものであって、以下の①から③の要件に該当するものであること。</p> <p>① 生産育成牧場の就業者の養成施設で学ぶ者に対する修学奨励金の交付</p> <p>② 生産育成牧場の就業者に対し、高度な知識・技術の習得を図るための海外研修の実施</p> <p>③ 生産育成牧場への就業者参入促進の実施</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	<p>第 2 条第 2 項各号に掲げる団体</p> <p style="text-align: center;">12</p>	<p>経営高度化指導研修事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>平成 22 年度から 3 年間以内</p>

補助事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
	<p>優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)</p> <p>ア 強い馬づくりを推進するため、優良種牡馬の導入による全国規模での種牡馬の供給体制を整備するものであること。</p> <p>イ 安定的な種牡馬供給を促進するため、以下の①から③の事項についての規程が整備されていること。</p> <p>① 種付料、配合予定頭数、種付条件等に係る事項</p> <p>② 種牡馬の配合等の決定にあたり、あらかじめ第三者を含めた関係者からの意見を聴取する旨の事項</p> <p>③ 種付料収入の管理に係る事項</p> <p>ウ 事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)事業実施要領に基づき事業を実施すること。</p> <p>エ 上記の他導入する種牡馬のその他の要件は別に定める。</p>	<p>第 2 条第 2 項各号に掲げる団体</p>	<p>種牡馬導入費</p> <p>〔種牡馬購入費、輸送費、輸送保険料、検疫料、購買旅費及び精液検査費等〕</p> <p>推進事務費</p>	<p>1 頭あたりの種牡馬導入費 750,000,000 円までは定額とし、これを超える額は 2/3 以内とする。</p> <p>定 額</p>	<p>平成 22 年度から 3 年間以内</p>

補助事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
	<p>軽種馬海外流通促進</p> <p>ア 国内生産馬の海外への販路拡大を図るものであって、以下の①～④の要件に該当するものであること。</p> <p>① 海外市場及び海外取引に関する各種調査の実施</p> <p>② 海外向け情報提供、海外関係者へのプロモーション及び国内招聘等による海外販路拡大活動の実施</p> <p>③ 輸出相手国の軽種馬関係者に対する技術指導等の実施</p> <p>④ セリ市場、検疫施設等国内輸出環境の整備</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬海外流通促進事業実施要領に基づき実施すること。</p>	<p>第 2 条第 2 項各号に掲げる団体</p>	<p>軽種馬海外流通促進事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>平成 22 年度から 3 年間以内</p>

補助事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
	<p>優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進)</p> <p>ア 優良な繁殖牝馬群を整備するため、担い手生産者等の優良繁殖牝馬導入を促進させるものであること。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	<p>第2条第2項各号に掲げる団体</p>	<p>優良繁殖牝馬導入促進事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>平成22年度から3年間以内</p>

競走馬生産振興事業補助実施要綱別紙様式

地方競馬全国協会
理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
名 称
代表者氏名 ㊟

〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 5 条第 1 項の規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうへは、この補助事業に係る補助金 千円の交付方よろしくお願ひいたします。なお、補助金の交付の決定のうへは、同要綱の各規定及び特に付された条件等に従って補助事業を実施することを誓約いたします。

記

1 事業実施主体の内容

- (1) 設立年月日 年 月 日
- (2) 組合又は会の区域
- (3) 組合員又は会員数 (年 月 日現在)

2 補助事業名

3 補助事業を必要とする理由

4 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補 助 金			自己資金	借入金	寄 付 その他	借入金 の 担保状況	備考
		協会							
	円	円	円	円	円	円	円		

(注) ア 仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、その金額を除いた額とし、備考欄に「減額した総額とそのうちの補助金相当分」を明示すること。
 イ 仕入れに係る消費税等相当額が明らかなでない場合は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とし、備考欄に「含む税額」と明示すること。
 ウ 消費税及び地方消費税仕入控除の適用を受けない場合は、備考欄に「税該当なし」と明示すること。
 エ 選定申請書の提出から完了報告書の提出までの間にあって、補助事業に要する経費の変更を伴う承認申請等を行う場合にあっては、変更後の経費について上記ア、イ、ウに準じて記載すること。

5 補助事業の実施場所

6 補助事業の完了期日 年 月 日

7 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画
(別紙でも対応可)

8 補助事業の内容及び所要経費

名 称	数 量	単 価(円)	金 額(円)	備 考

9 補助金振込先予定金融機関名

金融機関名○○○(金融機関コード○○○) ○○○支店(支店コード○○○)

普通・当座 口座 No. ○○○○号 口座名義 ^{フリガナ} ○○○○○○

10 添付書類

- (1) 納税対応状況確認表
- (2) 定款(規約、寄附行為を含む。)
- (3) 前々年度の決算報告書
- (4) 前年度の事業計画書
- (5) 前年度の収支予算書
- (6) 役員名簿
- (7) 会員名簿
- (8) 出資賦課状況を明らかにした書類
- (9) 当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあっては、該当者の従事日数等が明らかとなる技術料調書[個人別従事計画])
- (10) 当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図
- (11) その他事業ごとに必要な添付書類(別掲)

別掲(事業ごとに必要な添付書類)

I 競走馬の改良増殖推進事業

(1) 軽種馬の登録推進

- ア 給与規程、就業規則及び旅費規程
- イ 備品(単価 10,000 円以上のもの)の見積書及びカタログ

(2) その他

- ア 技術料を補助の対象とする事業にあつては、給与規程、就業規則及び旅費規程
- イ 備品(単価 10,000 円以上のもの)の見積書及びカタログ

II 競走馬等の防疫衛生対策事業

(1) 生産育成地馬防疫推進

- ア 生産育成地馬防疫推進事業実施要領
- イ 備品(単価 10,000 円以上のもの)の見積書及びカタログ

(2) その他

- ア 技術料を補助の対象とする事業にあつては、給与規程、就業規則及び旅費規程
- イ 備品(単価 10,000 円以上のもの)の見積書及びカタログ

III 経営基盤強化対策事業

軽種馬経営構造改革支援(軽種馬生産基盤整備対策)

- ア 軽種馬経営構造改革支援(軽種馬生産基盤整備対策)事業実施要領
- イ 間接補助事業にあつては、その実施計画書

軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)

- ア 軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)事業実施要領
- イ 間接補助事業にあつては、その実施計画書
- ウ 委託事業にあつては、その実施計画書
- エ 当該受託者の定款、役員名簿、事業報告書、決算報告書及び収支予算書等

軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援)

- ア 軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援)事業実施要領
- イ 間接補助事業にあつては、その実施計画書
- ウ 委託事業にあつては、その実施計画書
- エ 当該受託者の定款、役員名簿、事業報告書、決算報告書及び収支予算書等

優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)

- ア 優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)事業実施要領
- イ 種付料、配合予定頭数、種付条件等に係る規程
- ウ 種牡馬の配合等の決定にあたり、あらかじめ第三者を含めた関係者からの意見を聴取する旨の規程
- エ 種付料収入の管理に係る規程

優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進)

- ア 優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進)事業実施要領
- イ 間接補助事業にあつては、その実施計画書

軽種馬海外流通促進

- ア 軽種馬海外流通促進事業実施要領
- イ 間接補助事業にあつては、その実施計画書
- ウ 委託事業にあつては、その実施計画書
- エ 当該受託者の定款、役員名簿、事業報告書、決算報告書及び収支予算書等

〇〇年度競走馬生産振興事業変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会
理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
名 称
代表者氏名 ㊟

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第 7 条第 2 号の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
		協 会							
	円	円	円	円	円	円	円		
計									

3 変更する理由

4 変更する内容(指定したものの数量の 2 割を超えるもの)

区 分	名 称	数量(面積、長さ、頭数、回数、人数等)
変更前		
変更後		

5 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画

6 補助事業の内容及び所要経費

7 添付書類

補助事業申請書に添付したもので、その後変更のあったものについては変更後の書類又は図面

様式第 3 号

〇〇年度競走馬生産振興事業延期承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会

理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地

名 称

代表者氏名

㊟

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業について下記の理由により、予定の期間内に完了の見込みがないので、完了期日の延期を承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第 7 条第 3 号の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 延期する理由

3 延期後の完了年月日 年 月 日

4 補助事業の内容、所要経費及び延期期間

区分	名称	金額	延期期間					当初完了月日迄の見込み事業量
			9.30	12.31	3.31	6.30	9.30	

5 添付書類

(ア) 施設設置事業にあつては、施工者の作成した施設ごとの延期承認申請書提出時における工事別出来高が明らかとなる書類

(イ) 今後の遂行計画書(工程表)

〇〇年度競走馬生産振興事業中止(廃止)報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会
理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
名 称
代表者氏名 ㊟

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記の事由により中止(廃止)のやむなきに至りましたので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 7 条第 4 号の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の担 保状況	備考
		協会							
	円	円	円	円	円	円			
計									

3 中止(廃止)の理由

様式第 5 号

〇〇年度競走馬生産振興事業廃用処分承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会
理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
名 称
代表者氏名 ㊟

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって確定(交付決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり廃用処分をしたいので、承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第 7 条第 5 号の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した(する)経費	補助対象事業費	補助金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考
			協会							
	円	円	円	円	円	円	円	円		
計										

3 廃用処分する理由

4 廃用処分の内容

- (1) 処分しようとする財産
- (2) 処分の方法

5 処分後の補助事業に関連する事業の実施計画

6 添付書類

- (1) 廃用処分にかかる事業実施主体の総会又は役員会議事録の写し
- (2) 当該財産の廃用処分承認申請時の簿価が明らかとなる書類
- (3) 家畜を廃用する場合にあつては、獣医師の診断書の写し

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会

理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地

名 称

代表者氏名

印

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号による補助金の交付の決定の通知(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号による変更承認通知)に基づいて下記のとおり事業を完了しましたので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 11 条第 1 項の規定により報告します。

なお、併せて精算額 千円の交付を請求します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した経費	補助対象事業費	補助金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考
			協会							
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		
	円	円	円	円	円	円	円	円		

(注) ア 上段の()には当該補助事業年度における交付の決定額を、下段には実績額をそれぞれ記入すること。

イ 仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、その金額を除いた額とし、備考欄に「減額した総額とそのうちの補助金相当分」を明示すること。

ウ 仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とし、備考欄に「含む税額」と明示すること。

エ 消費税及び地方消費税仕入控除の適用を受けない場合は、備考欄に「税該当なし」と明示すること。

3 補助事業の実施場所

4 補助事業の完了した期日 年 月 日

5 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施状況

(注) 選定申請書の様式を参考にして記入すること。

6 補助事業の内容及び所要経費

名 称	数 量	単 価(円)	金 額(円)	備 考

(注) 交付決定通知の内容を参考に、備考欄には支出内容等を具体的且つ詳細に記載すること。

7 補助金振込先予定金融機関名

金融機関名〇〇〇(金融機関コード〇〇〇) 〇〇〇支店(支店コード〇〇〇)

普通・当座 口座 №. 〇〇〇〇号 口座名義 フリガナ 〇〇〇〇〇〇

8 添付書類

- (1) 補助事業申請書又は変更承認申請書の添付書類で、その後変更したもの。
- (2) 完了報告書の提出にあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告する場合には、その積算の内訳等が明らかとなる書類
- (3) 当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度において技術料を補助の対象とした事業にあつては、該当者の従事日数等が明らかとなる技術料調書[個人別従事実績])
- (4) その他事業ごとに必要な添付書類(別掲)

別掲(事業ごとに必要な添付書類)

I 競走馬の改良増殖推進事業

(1) 軽種馬の登録推進

ア 補助事業により取得した備品(単価 10,000 円以上のもの)領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真

イ 補助事業により作成した成果物

(2) その他

ア 補助事業により取得した備品(単価 10,000 円以上のもの)領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真

イ 補助事業により作成した成果物

II 競走馬等の防疫衛生対策事業

(1) 生産育成地馬防疫推進

ア 補助事業により取得した備品(単価 10,000 円以上のもの)領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真

イ 補助事業により作成した成果物

(2) その他

ア 補助事業により取得した備品(単価 10,000 円以上のもの)領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真

イ 補助事業により作成した成果物

III 経営基盤強化対策事業

軽種馬経営構造改革支援(軽種馬生産基盤整備対策)

実施概要書

軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)

実施概要書

軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援)

実施概要書

優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)

ア 実施概要書

イ 1頭ごとのカラー写真

ウ 1頭ごとの金額が明らかとなる領収書(未払い分については請求書)の写し

エ 精液検査証明書の写し

オ 登録証明書の写し

優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進)

実施概要書

軽種馬海外流通促進

ア 実施概要書

イ 補助事業より作成した成果物

〇〇年度競走馬生産振興事業財産処分承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会
理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
名 称
代表者氏名 ㊟

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり処分をしたいので、承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第 17 条第 2 項の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した(する)経費	補助対象事業費	補 助 金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考
			協会							
	円	円	円	円	円	円	円	円		
計										

3 財産処分する理由

4 財産処分の内容

- (1) 処分しようとする財産
- (2) 処分の方法

5 処分後の補助事業に関連する事業の実施計画

6 添付書類

- (1) 財産処分にかかる事業実施主体の総会又は役員会議事録の写し
- (2) 当該財産の財産処分承認申請時の簿価が明らかとなる書類
- (3) 譲渡又は交換する場合にあっては、譲渡又は交換を受ける者が協会に対して要綱の規定及び交付の決定の条件にしたがって財産を使用する旨を明記した誓約書
- (4) 貸付けする場合にあっては、借受者が貸付者に対して当該財産を当初の目的どおり使用する旨を明記した誓約書の写し
- (5) 担保に供する場合にあっては、借入金の使用目的、借入先、借入の条件及び返済計画を明記した書類

〇〇年度競走馬生産振興事業減失報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会
理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
名 称
代表者氏名 ㊟

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり減失したので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 18 条第 2 項の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した(する)経費	補助対象事業費	補 助 金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考
			協会							
	円	円	円	円	円	円	円	円		
計										

3 減失した財産

4 減失した理由

5 減失後の補助事業に関連する事業の実施計画

6 添付書類

- (1) 当該財産の減失時の簿価が明らかとなる書類
- (2) 家畜を減失した場合にあっては、獣医師が作成した検案書の写し

(平成 23 年度)

競走馬生産振興事業補助実施要綱

要綱別表に掲げる「その他」事業の要件設定



地方競馬全国協会

I 競走馬の改良増殖推進事業（2）その他 軽種馬の生産育成指導

畜産振興課(H23)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>軽種馬の改良増殖とその流通の円滑化を図るため、軽種馬の生産育成指導を全国的な規模で行うものであること。</p>	<p>第2条第2項各号に掲げる団体</p>	<p>(ア) 生産育成指導費 (イ) 推進事務費 技術料、アルバイト賃金、旅費、会議費、会場借上料、消耗品費、通信運搬費等</p>	<p>定額 定額</p>	<p>平成22年度から3年間以内</p>	<p>全事業に共通する事項 ・ 団体ごとに別掲</p> <p>当該事業に必要な添付書類 ・ 技術料を補助する事業にあつては、給与規程、就業規則及び旅費規程 ・ 備品（単価10,000円以上のもの）の見積書及びカタログ ・ 生産育成指導計画書</p>	<p>(全事業に共通する事項) ・ 補助事業申請書又は変更承認申請書の添付書類で、その後変更したもの。 ・ 完了報告書の提出にあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告する場合には、その積算の内訳等が明らかとなる書類 ・ 当該補助事業に係る担当者名簿 (当該事業年度において技術料を補助の対象とした事業にあつては、該当者の従事日数等が明らかとなる技術料調書〔実績〕)</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・ 事業の実施報告書 ・ 補助事業により取得した備品（単価10,000円以上のもの）の領収書（未払分については請求書）の写し及びカラー写真 ・ 補助事業により作成した成果物</p>	<p>(全事業に共通する事項) ・ 補助事業関係往復文書（差し替えた場合は、差し替え後のもの） ・ 補助事業に関する収入・支出関係帳簿（元帳、伝票、財務諸表、金銭出納簿、貯金通帳等） ・ 補助事業に関する総会及び役員会の議事録 ・ 補助事業及び補助事業に関連する事業の運営状況が明らかとなる書類（事業報告書、決算報告書等） ・ 補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産の運営管理を他に委託した場合は、委託契約書（指示権を有するもの） ・ 消費税及び地方消費税納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税納税等が明らかとなる書類（消費税及び地方消費税に係る申告書及びその積算の内訳等が明らかとなる書類） ・ 当該補助事業年度に技術料を補助の対象とした場合には、従事日数の算出根拠を対外的に説明できる書類 (当該事業に必要な保管書類) ・ 技術料を補助する事業にあつては、給与台帳、出勤簿、給与規程及び就業規則 ・ 出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・ アルバイトの出役簿及び領収書 ・ 備品の納品書、請求書及び領収書 ・ 会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・ その他補助事業に係る請求書及び領収書</p>

I 競走馬の改良増殖推進事業（2）その他 新馬流通促進対策

畜産振興課(H23)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>ア 競走用馬の生産に資するとともに地方競馬における競走用馬の流通を促進するため、競走に付加する賞金（以下「付加賞金」という。）を交付するものであること。</p> <p>イ 補助の対象とする競走は、当該事業実施主体が行う付加賞金対象競走、交付条件等を定めた規程（以下「付加賞金交付規程」という。）に基づき実施されるものであって、次の要件を満たす競走であること。</p> <p>（ア）2歳馬競走であると。</p> <p>（イ）当該事業実施主体で前年に実施された同水準の競走と同程度の賞金額を維持している競走であること。</p> <p>ウ 当該事業実施主体の競走番組表（決定）には「新馬流通促進対策事業対象競走」である旨を明記すること。</p>	<p>地方競馬主催者（競馬法第21条及び競馬法施行令第17条の3の規定に基づき、競馬の実施に関する事務を委託された者を含む。）</p>	<p>付加賞金費</p>	<p>定額</p>	<p>平成23年度から2年間以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図 ・ 納税対応状況確認表 ・ 当該補助事業に係る担当者名簿 ・ 付加賞金交付規程 ・ 付加賞金対象競走実施計画書 ・ 競馬の実施に関する事務を委託された者については、当該業務委託契約書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業申請書又は変更承認申請書の添付書類で、その後変更したもの。 ・ 完了報告書の提出にあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告する場合には、その積算の内訳等が明らかとなる書類 ・ 当該補助事業に係る担当者名簿 ・ 付加賞金対象競走実施報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業関係往復文書（差し替えた場合は、差し替え後のもの） ・ 補助事業に関する収入・支出関係帳簿（元帳、伝票、財務諸表、金銭出納簿、貯金通帳等） ・ 補助事業及び補助事業に関連する事業の運営状況が明らかとなる書類（予算書、事業報告書、決算報告書等） ・ 消費税及び地方消費税納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税納税等が明らかとなる書類（消費税及び地方消費税に係る申告書及びその積算の内訳等が明らかとなる書類） ・ 付加賞金交付規程 ・ 付加賞金対象競走実施報告書 ・ 競走番組表〔決定〕（付加賞金対象競走に限る。） ・ 競走成績表（付加賞金対象競走に限る。） ・ 支払明細表（付加賞金対象競走に限り、交付日、交付額、交付対象者等が明記されている書類） ・ 競馬の実施に関する事務を委託された者にあつては、当該業務委託契約書

II 競走馬の防疫衛生対策事業（2）その他 競走馬防疫促進対策

畜産振興課(H23)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類
<p>地方競馬における馬の自衛防疫体制を確立し、防疫体制の強化を全国的な規模で図るものであること。</p>	<p>第2条第2項各号に掲げる団体</p>	<p>競走馬防疫促進対策費</p>	<p>定額</p>	<p>平成22年度から3年間以内</p>	<p>〔全事業に共通する事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体ごとに別掲 <p>〔当該事業に必要な添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術料を補助する事業にあつては、給与規程、就業規則及び旅費規程 ・ 備品（単価10,000円以上のもの）の見積書及びカタログ 	<p>（全事業に共通する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業申請書又は変更承認申請書の添付書類で、その後変更したもの。 ・ 完了報告書の提出にあつて当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告する場合には、その積算の内訳等が明らかとなる書類 ・ 当該補助事業に係る担当者名簿(当該事業年度において技術料を補助の対象とした事業にあつては、該当者の従事日数等が明らかとなる技術料調査[実績]) <p>（当該事業に必要な添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業により取得した備品（単価10,000円以上のもの）の領収書（未払分については請求書）の写し及びカラー写真 ・ 補助事業により作成した成果物 	<p>（全事業に共通する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業関係往復文書（差し替えた場合は、差し替え後のもの） ・ 補助事業に関する収入・支出関係帳簿（元帳、伝票、財務諸表、金銭出納簿、貯金通帳等） ・ 補助事業に関する総会及び役員会の議事録 ・ 補助事業及び補助事業に関連する事業の運営状況が明らかとなる書類（事業報告書、決算報告書等） ・ 補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産の運営管理を他に委託した場合は、委託契約書（指示権を有するもの） ・ 消費税及び地方消費税納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税納税等が明らかとなる書類（消費税及び地方消費税に係る申告書及びその積算の内訳等が明らかとなる書類） ・ 当該補助事業年度に技術料を補助の対象とした場合には、従事日数の算出根拠を対外的に説明できる書類 <p>（当該事業に必要な保管書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術料を補助する事業にあつては、給与台帳、出勤簿、給与規程及び就業規則 ・ 出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・ アルバイトの出役簿及び領収書 ・ 備品の納品書、請求書及び領収書 ・ 会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・ その他補助事業に係る請求書及び領収書

Ⅱ 競走馬の防疫衛生対策事業（2）その他 育成馬等の予防接種対策

畜産振興課(H23)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>地方競馬において育成馬等を疾病から保護するために実施するワクチン接種であること。</p>	<p>第2条第2項各号に掲げる団体</p>	<p>予防接種対策費 (ワクチン代、獣医師手数料)</p>	<p>定額</p>	<p>平成22年度から3年間以内</p>	<p>〔全事業に共通する事項〕 ・団体ごとに別掲</p>	<p>(全事業に共通する事項) ・補助事業申請書又は変更承認申請書の添付書類で、その後変更したもの。 ・完了報告書の提出にあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告する場合には、その積算の内訳等が明らかとなる書類 ・当該補助事業に係る担当者名簿(当該事業年度において技術料を補助の対象とした事業にあっては、該当者の従事日数等が明らかとなる技術料調書[実績])</p>	<p>(全事業に共通する事項) ・補助事業関係往復文書(差し替えた場合は、差し替え後のもの) ・補助事業に関する収入・支出関係帳簿(元帳、伝票、財務諸表、金銭出納簿、貯金通帳等) ・補助事業に関する総会及び役員会の議事録 ・補助事業及び補助事業に関連する事業の運営状況が明らかとなる書類(事業報告書、決算報告書等) ・補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産の運営管理を他に委託した場合は、委託契約書(指示権を有するもの) ・消費税及び地方消費税納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税納税等が明らかとなる書類(消費税及び地方消費税に係る申告書及びその積算の内訳等が明らかとなる書類) ・当該補助事業年度に技術料を補助の対象とした場合には、従事日数の算出根拠を対外的に説明できる書類 (当該事業に必要な保管書類) ・補助事業に係る請求書及び領収書</p>

II 競走馬の防疫衛生対策事業（2）その他 馬防疫衛生推進

畜産振興課(H23)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類
<p>地方競馬の馬の防疫衛生と診療業務の諸課題に対応するため、獣医技術の向上を推進するとともに、馬の健康管理の強化を全国的な規模で図るものであること。</p>	<p>第2条第2項各号に掲げる団体</p>	<p>馬防疫衛生推進費</p>	<p>定額</p>	<p>平成22年度から3年間以内</p>	<p>〔全事業に共通する事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体ごとに別掲 <p>〔当該事業に必要な添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術料を補助する事業にあつては、給与規程、就業規則及び旅費規程 ・備品（単価10,000円以上のもの）の見積書及びカタログ 	<p>（全事業に共通する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業申請書又は変更承認申請書の添付書類で、その後変更したもの。 ・完了報告書の提出にあつて当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告する場合には、その積算の内訳等が明らかとなる書類 ・当該補助事業に係る担当者名簿(当該事業年度において技術料を補助の対象とした事業にあつては、該当者の従事日数等が明らかとなる技術料調書[実績]) <p>（当該事業に必要な添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業により取得した備品（単価10,000円以上のもの）の領収書（未払分については請求書）の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物 	<p>（全事業に共通する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業関係往復文書（差し替えた場合は、差し替え後のもの） ・補助事業に関する収入・支出関係帳簿（元帳、伝票、財務諸表、金銭出納簿、貯金通帳等） ・補助事業に関する総会及び役員会の議事録 ・補助事業及び補助事業に関連する事業の運営状況が明らかとなる書類（事業報告書、決算報告書等） ・補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産の運営管理を他に委託した場合は、委託契約書（指示権を有するもの） ・消費税及び地方消費税納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税納税等が明らかとなる書類（消費税及び地方消費税に係る申告書及びその積算の内訳等が明らかとなる書類） ・当該補助事業年度に技術料を補助の対象とした場合には、従事日数の算出根拠を対外的に説明できる書類 <p>（当該事業に必要な保管書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術料を補助する事業にあつては、給与台帳、出勤簿、給与規程及び就業規則 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・備品の納品書、請求書及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書